

皮膚褥瘡外用薬学会 主催・共催・後援等の名義取扱規程

(目的)

第 1 条 本規程は、皮膚褥瘡外用薬学会（以下、本会という）が関与する、「主催」、「共催」、「協賛」又は「後援」（以下「共催等」という）の取り扱いに関する事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

1. 「主催」とは、原則として、催しの開催の主体となり、自己の責任においてその催しを開催することをいう。
2. 「共催」とは、本会を含む複数の団体が催しを開催の主体となり、共同でその催しを開催することをいう。催しの企画段階から、共催各団体間で内容、運営、経費負担などについて協議を行うものとする。
3. 「協賛」とは、他の団体が開催の主体となる催しについて、本会がその趣旨に賛同し、支援することをいう。後援とほぼ同義であるが、協賛金等の負担を伴う場合がある。
4. 「後援」とは、他の団体が開催の主体となる催しについて、本会がその趣旨に賛同し、支援することをいう。支援の内容は、原則として名義使用の承認に限る。

(適否基準)

第 3 条 本会以外の団体等が主催する学会、講演会、研修会、シンポジウム、セミナー等の催しについて、共催等の依頼があった場合は、次の各項に掲げる基準により個別に判断する。

1. 承認することができる場合
 - ・本会会員にとって有益であると認められるとき。
 - ・本会の事業の目的及び内容に照らし、特に必要と認められるとき
 - ・本会の役員が複数名関係しているとき
2. 承認できない場合
 - ・営利目的とし、少人数の利益のみを目的とすると認められる。
 - ・運営方法が、公平でないとき。
 - ・本会の趣旨に照らし、適当でないと認められたとき。

(手続き)

第 4 条 共催、協賛、後援の承認を希望する場合は、「様式 1」により事務局に申請書を提出する。代表または世話人会にてその可否を判断するものとする。

(本会会誌への掲載)

第 5 条 開催案内掲載の依頼があった場合は、本会会誌または本会ホームページに掲載する

(改廃)

第 6 条 本規程の改廃は世話人会で行うことができる。

附則 本規程は令和 6 年 5 月 1 日より実施する。(令和 6 年 4 月 19 日 世話人会決定)